

# 答 申 書

(答申第116号)

平成31年2月25日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開決定をしたことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年7月14日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

平成29年度及び同28年度の県立高等学校一般入学者選抜学力検査における受験者全体及び各教科の平均点及び得点分布

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月10日付け高教第1312-3号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （1）公文書の名称

平成29年度及び同28年度の県立高等学校一般入学者選抜学力検査における受験者全体及び各教科の平均点及び得点分布（以下「本件対象公文書」という。）

#### （2）公開しない理由

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月1日、本件処分について全部公開を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成30年7月13日付け高教第1299-3号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し全部公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

学力検査の最も基本的な資料である本件対象公文書が存在しないのは不自然である。

神奈川県のように、「受験者全体」ではなく「合格者全体」の資料しかないのであれば、合格者全体は受験者全体の一部であるので、その範囲で公文書の公開を求める。

ただし、実施機関が「学力検査の結果を示す基礎資料として有効に活用している」と主張する合格者全体に係る各教科の平均点に関する資料は、各問題の正答率や得点分布が示されておらず、分析のしようがない。

また、実施機関は「上記資料はホームページで公開されている」と主張しているが、掲載箇所は、高校教育課の「福井県立学校入学者選抜について」の項目ではなく、教育政策課の「教育委員会会議」の項目であり、一般の保護者にとって極めて分かりにくい。実施機関は入試に関する情報をできるだけ公開しないようにしていることは明らかであり、条例の趣旨を全く理解していない。

誰もがアクセスできるような形で詳しい情報が公開されることにより、中学校、保護者ひいては受験生本人が当該情報を活用し、本人の学力アップにつながるものが望ましい姿ではないか。

## 第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

審査請求人は審査請求書において、「学力検査の最も基本的な資料である本件対象公文書が存在しないのは不自然である。」との主張をしているが、本県では、入学者選抜事務の遂行にあたっては、本件対象公文書ではなく、合格者全体に係る各教科の平均点に関する資料を作成しており、当該年度の学力検査の結果を示す基礎資料として有効に活用している。したがって、本件対象公文書は存在しない。

平成29年度および平成28年度の合格者全体に係る各教科の平均点に関する資料については、平成29年4月28日第1059回の教育委員会の資料として公開されており、本県のホームページにも掲載されているため、提供することは可能である。

また、県立高等学校における入学者選抜の結果については、県教育行政の最高の意思決定機関である教育委員会に報告し、公表している。「教育委員会会議」のホームページで公開しているということは、それだけ重要な情報との認識の表れである。しかしながら、入試情報としての位置付けがあるのも事実であり、今後は高校教育課のホームページにある入試関連情報として掲載することを検討したい。

県立高等学校入学者選抜学力検査の結果については、近県の公開状況を踏まえ、合格者全体に係る各教科の平均点に関する資料の公開が適切であると判断しているが、公開資料の他に、各教科における小問ごとの平均点、正答率、無答率から分析を行っており、当該資料は県内各中学校にも送付し、学習指導への活用を依頼している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件対象公文書の不存在について

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第24条（審査会の調査審議）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、県立高等学校入学者選抜学力検査の結果について、公開している資料の他に、受験者から無作為に抽出し、各教科における小問ごとの平均点や正答率、無答率・誤答内容等をまとめた資料の存在を確認したが、当該資料には、審査請求人が公開請求を行った受験者全体および各教科の平均点および得点分布は記載されていなかった。

### 3 まとめ

以上のことから実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

### 4 付言

実施機関は公開請求そのものに係る公文書以外にも類似した資料を作成しているのであれば、公開請求者に積極的にその旨を伝え公開請求書の補正を促すなど、できる限り柔軟に対応することが望ましい。

なお、今回の事案では、審査請求から諮問までに10か月余りの期間を要している。一般的に、審査請求から裁決までの手続について標準的な処理期間は設定されていないものの、実施機関においては、審査請求人への必要に応じた経過報告等にも配慮しながら、できる限り速やかに事案の処理に当たることを要望するものである。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 7月13日	・ 諮問書の受理
平成30年 8月29日	・ 審議（第1回）
平成30年 9月26日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第2回）
平成30年10月31日	・ 審議（第3回）
平成30年12月 5日	・ 審議（第4回）
平成31年 2月 4日	・ 審議（第5回）
平成31年 2月25日	・ 答申

### 福井県公文書公開審査会委員名簿

[第2回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	

[第3回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	